

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部建築指導課

番号 21

許認可等の内容		機械室等に関する容積率の許可
根拠法令及び条項		建築基準法第52条第14項第1号
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおりとする。
	参考事項	技術的助言（平成23年3月25日国住街第188号「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について」）
	設定等年月日	平成24年 4月 1日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 60日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成24年 4月 1日設定（ 年 月 日最終変更）